# 特別養護老人ホームやまゆり荘・新館重要事項説明書

社会福祉法人奥州いさわ会

**基　本　理　念**

**やさしく　温かく　共に生きる**

基　本　方　針

一人ひとりの尊厳を守り、福祉への情熱と
創造をもとに、地域社会に貢献します。

社会福祉法人奥州いさわ会

# 特別養護老人ホームやまゆり荘新館重要事項説明書

## １　事業の目的と運営の方針

特別養護老人ホームやまゆり荘新館の指定介護老人福祉施設は、施設サービス計画に基づき、可能な限り、居宅における生活への復帰を念頭において食事、入浴、排泄等の介護、相談及び援助、社会生活上の支援、機能訓練、健康管理及び療養上の支援を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ自立した生活を営むことができるようにすることを目指すものとします。

緑に囲まれた美しい自然の中で文化的生活環境を整え、家族や地域との連携を重視し、一人ひとりのライフスタイルに沿えるよう援助します。

## ２　事業所の概要

| | | |
|---|---|---|
| 事業所名 | 特別養護老人ホームやまゆり荘新館 | |
| 所在地 | 岩手県奥州市胆沢南都田字加賀谷地416番地 | |
| 開所年月日 | 平成１９年４月１日 | |
| 指定番号 | ０３９１５００２７９ | |
| 指定年月日 | 平成２６年　４月　１日 | |
| 利用定員 | ２０人 | |
| 職員体制 | 管理者（施設長） | １人 |
| | 医師（嘱託） | １人 |
| | 生活相談員 | １人 |
| | 介護支援専門員 | １人 |
| | 介護職員 | １０人以上 |
| | 看護職員 | １　人以上 |
| | 機能訓練指導員 | １人（兼務） |
| | 管理栄養士 | １人（兼務） |
| 居室 | 個室が２０室あります。すべてトイレつきです。 | |

## ３　職務

(1)　施設長は、施設の業務を統括します。施設長に事故あるときは、あらかじめ施設長が定めた職員が施設長の職務を代行します。

(2)　医師は、利用者の診察、健康管理及び保健衛生指導に従事します。

(3)　生活相談員は、利用者の生活相談、面接、身上調査並びに利用者処遇の企画及び実施に関することに従事します。

(4)　介護職員は、利用者の日常生活の介護、援助に従事します。

(5)　看護職員は、利用者の診察の補助及び看護並びに保健衛生指導に従事します。

(6)　管理栄養士は、献立作成、栄養量計算及び食事記録、調理員の指導等の食事業務全般及びに利用者の栄養指導に従事します。

(7)　機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能を改善し、またはその減退を防止するための訓練を行います。

(8)　介護支援専門員は、施設のサービス計画を作成します。

(9)　事務員は、事務全般に関する業務に従事します。

## ４　ホームの暮らし

(1)　ありのままで暮らせる住まい等を提供します。

・毎日の暮らしは顔馴染みの利用者や職員がいつも身近にいて、居室から一歩出ると語らう場があります。

(2)　家庭的な食事を提供します。

・食事は食堂又は居室等ご希望の場所で食べていただきます。また、職員と台所を利用しておやつ作り等も行います。

・朝食：午前7時～午前8時　昼食：正午～午後1時　夕食：午後6時～午後7時

(3) ゆったり安心できる入浴または清拭を週２回以上提供します。
・　浴槽は個浴槽、リフト浴槽及び特殊浴槽を設置しております。
・　利用される方の身体状況等に応じて、家庭と同じ浴槽からリフトを使っての浴槽、寝たままでできる浴槽で入浴することができます。なお、ゆったりと入浴をしていただくために顔馴染みの職員が介助します。

(4) プライバシーを守り、個別に排泄ケアをします。
・　利用される方の身体状況、生活習慣に合わせて個別にケアをします。

(5) 面会時間は午前９時３０分から午後０時、午後１時３０分から午後４時までです。
・　面会簿への記入をお願いします。
・　居室や談話室等もご利用いただけます。
・　宿泊も可能です。その場合一泊１人１，０００円の負担になります。食事を希望される場合は、一食５７２円の負担となります。

(6) 行事や外出は、ご利用されている方と相談して決定します。

(7) 外出・一時帰宅・通院
・　外出及び一時帰宅は自由です。
・　通院は施設で行いますが、場合によってはご家族の協力をいただくこともあります。
・　診療代、薬代については、ご家族にお支払いをお願いします。

(8) 相談・要望はいつでもお受けします。
・　利用者やご家族からのご要望や、お気づきの点等は、遠慮なくお申し出ください。内容についての秘密は固く守ります。

(9) その他
・　入院、外泊等により、お部屋が空いている場合には、緊急の短期入所利用者に使用させていただきます。

５　利用料金（ユニット型地域密着型介護福祉施設サービス費（Ⅰ））

(1) 介護保険対象サービス料金

利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、法定代理受領サービスであるときは、費用基準額から事業者に支払われるサービス費の額を控除して得た額とします。（法定代理受領サービスに該当しないサービスにかかる費用を受けた場合は、サービス提供明細書を利用者に交付します）

| | （１日の利用料） | （３１日分の利用料） |
|---|---|---|
| 要介護３ | ・・・・・・　８２８円 | ２５，６６８円 |
| 要介護４ | ・・・・・・　９０１円 | ２７，９３１円 |
| 要介護５ | ・・・・・・　９７１円 | ３０，１０１円 |

(2) 各種加算（1日当たり）

日常生活継続支援加算…　４６円看護体制加算（Ⅰ）イ　…　１２円
外泊加算　・・・・・・　２４６円看護体制加算（Ⅱ）イ　…　２３円
初期加算　・・・３０日間　３０円夜勤職員配置加算（Ⅱ）イ　…　４６円
個別機能訓練加算（Ⅰ）　１２円夜勤職員配置加算（Ⅳ）イ　…　６１円
個別機能訓練加算（Ⅱ）月２０円サービス提供体制強化加算Ⅰロ　…　１８円
栄養マネジメント強化加算　１1円　科学的介護推進体制加算　月５０円
再入所時栄養連携加算　７０円退所前後訪問相談援助加算Ⅰイ・・・４６０円
排せつ支援加算　…　月１００円退所時相談援助加算　…　４００円
生産性向上推進加算（Ⅱ）　月１０円退所前連携加算　…　５００円
褥瘡マネジメント加算…　月　１０円退院時情報提供加算　…　２５０円
（３月に１回を限度とする）　口腔衛生管理加算　…　月９０円
療養食加算（医師の発行する食事箋に基づき提供された食事）…１食６円
経口移行加算　…　２８円
経口維持加算
（摂食機能障害を有し、誤嚥が認められる者に経口維持計画を作成した場合）
Ⅰ（造影撮影等した場合）　…　２８円
Ⅱ（水飲みテスト等した場合）　…　５円

介護職員処遇改善加算（Ⅰ）…　総単位数の１４．０％に相当する単位数
看取り介護加算（死亡日以前４５日～３１日）　…　１日　　７２円
看取り介護加算（死亡日以前３０前～４日前）　…　１日　　１４４円
（死亡日の前日・前々日）　…　１日　　６８０円
（死亡日）　…　１日　　１，２８０円

＊　負担割合２割の利用者については上記内容の２倍の料金、３割の利用者については３倍の料金となります。

＊　介護保険制度の見直し等で、変更となる場合もあります。

(3) 介護保険対象外サービス料金

地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（ユニット型個室）

| 利用者負担額 | 居住費（１日） | 食費（１日） |
|---|---|---|
| 第２段階 | ８８０円 | ３９０円 |
| 第３段階① | １，３７０円 | ６５０円 |
| 第３段階② | １，３７０円 | １，３６０円 |
| 第４段階 | ２，０６６円 | １，７１６円 |

＊　介護保険制度の見直し等で、変更となる場合もあります。
やむを得ない事由（急な体調不良や入院、急なご都合等）によりサービス利用を中止される場合、または食事提供が不要となった場合は、下記時刻を過ぎている際は調理が開始され食材の手配が完了している為、食費を請求させていただきます。
朝食：前日午後５時まで、　昼食：午前１０時まで、　夕食：午後３時まで
ただし、利用者がお亡くなりになった場合、その後の食費は請求いたしません。
＊　居住費…入院・外泊時は介護保険の外泊加算に準じます。
預り金管理料　…月　　５００円

(4) その他個人で準備又はご負担いただくもの
理髪代　　１回　２５００円

6　利用料金のお支払い方法
毎月１５日までに前月分の請求をいたしますので、２５日に自動引落しによりお支払いいただきます。取扱い金融機関は（ゆうちょ銀行、岩手ふるさと農業協同組合、水沢信用金庫）です。お支払いいただきますと領収書を発行します。

7　秘密・個人情報を守ります
事業者及び事業者の使用する者は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密・個人情報を正当な理由なく第三者に漏らしません。ただし、事業所は利用者及び家族等の個人情報が記載されている書類を他の事業所に提供しなければならないことがあります。個人情報をお預りする際に、必ず利用者等の同意を得たうえで提供します。

8　勤務体制
利用者に対し適切な施設サービスを提供するため、早出、平常、遅出、夜勤職員の勤務時間を定め、月ごとに勤務表を作成します。

9　非常災害対策
(1)　ホームは、消防法に基づき防火管理者を選任し、消火設備、非常放送設備等、災害非常時に備えて必要な設備を設けるものとします。
(2)　ホームは、消防法に基づき、非常災害等に対して具体的な消防計画等の防災計画をたて、職員及び利用者が参加する消火、通報及び避難の訓練を実施し、そのうち年２回以上は避難訓練を実施するものとします。
(3)　利用者は健康上または防災等の緊急事態の発生に気づいた時は、ナースコール等最も適切な方法で、ホーム職員まで事態の発生を知らせるものとします。

10　事故発生時の対応と損害賠償
(1)　利用者に対して介護サービスの提供により、事故が発生した場合には速やかに当該利用者の家族等に連絡するとともに市町村に報告するなど必要な措置を講じます。

(2)　利用者に対して介護サービスの提供により事業者の責に帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合は、損害を賠償します。ただし、利用者又は親族・姻族代表又は代理人及びその家族の故意又は過失等が認められた場合、又は事業者が相当の安全配慮措置を行ったにも関わらず事故が発生した場合、又は予見することができない事故の場合に、利用者のおかれた心身の状況等を勘案して減額するのが相当と認められる場合は損害賠償の責を減ずる又は免れる場合があります。

(1) やまゆり荘では、利用者の行動・動きを制限することや体をしばったりする身体拘束は行いません。これは利用者の人権を尊重し自由に生活と行動をしていただくことであります。

(2) 安全と事故防止に最善の努力をしますが、１人対１人（付ききり）の介護でないため怪我や事故等が起こり得ることがありますがご理解願います。

(3) サービスの提供にあたっては、利用者の生命、身体、財産の安全を確保するため、緊急時や、やむを得ない場合には、行動を制限することもあります。その場合は速やかに報告します。

12　相談、要望、苦情

サービスについて、利用者やそのご家族からの相談・要望・苦情に対しては、相談窓口を設けております。次の窓口で対応します。

(1) 苦情受付窓口　　担当　　施設課長　　渡辺　ともえ

受付時間　　月～金曜日　　8：30～17:00

電話　　0197-46-5660　　ＦＡＸ　　0197-46-5661

(2) 行政機関、その他の苦情受付機関

・胆沢総合支所健康福祉課長寿社会係（健康増進プラザ悠悠館内）

受付時間　　月～金曜日　　8：30～17：00

電話　　0197-46-2977　　ＦＡＸ　　0197-46-3105

・岩手県福祉サービス運営適正化委員会（ふれあいランド岩手内）

電話　　019-637-8871　　ＦＡＸ　　019-637-4255

・岩手県国民健康保険団体連合会

受付時間　　月～金曜日　　9：00～12：00　　13：00～17：00

電話　　019-604-6700　　ＦＡＸ　　019-604-6701

(3) 奥州いさわ会第三者委員

社会福祉法人奥州いさわ会が提供する介護サービスに関する苦情に対し、適切な解決を図るため第三者委員を設置しております。

苦情は第三者委員に直接お話ししても受け付けます。

第三者委員

渡邉　松源　　胆沢若柳　　電話　　46-2321

安倍キワ子　　胆沢若柳　　電話　　49-2658

菅野　憲彰　　胆沢南都田　　電話　　46-3263

苦情解決責任者

やまゆり荘施設長新館　　渡辺　久美子　　電話　　46-5111

13　協力医療機関等

やまゆり荘では、次の医療機関に協力をいただき、利用者の状態が急変した場合には速やかな対応をお願いしています。

・名称　　まごころ病院　　まごころ病院歯科

・住所　　奥州市胆沢南都田字大持40番地

14　サービス提供の終了

(1) 退所を希望される場合は、退所を希望する日の１４日前までにお申し出下さい。

(2) 本人が病院又は診療所に入院し、３カ月以内に退院できない場合

(3) 本人の死亡又は要介護認定で自立、要支援、要介護１・２（特例入所を除く）と判定された場合。

15　虐待と思われる場合の通報

やまゆり荘は、虐待を受けたと思われる身体状況等を発見した場合は、法令の定めるところにより奥州市に通報します。

16　利用者の制限及び禁止等

(1) 利用者が認知症などの場合は、家族を含む第三者に重要事項の内容をご説明し同意をいただきます。

(2) 飲酒、喫煙は、指定された場所とします。また、事故防止のため酒類及びたばこ、ライター等の火器については施設にてお預かりさせていただきます。

(3) 利用者及び親族・姻族代表又は代理人及びその家族が他の利用者や事業従業員に対し、宗教活動、政治活動、営利活動を行うことを禁止します。

(4) 預り金管理契約を行った以外の貴重金品の持ち込みは禁止させていただきます。万が一貴重品を持ち込んだ場合については、事業者は一切の責任を負いません。

17　サービス提供における留意事項

(1) 事業者はサービス提供にあたっては安全確保と事故防止について最善の努力を行っています。

万が一事故が発生した場合は、事業所はサービス提供に起因して生じた損害について賠償を行う責任を有しており、事故発生に備えて損害保険に加入しております。但し、利用者又は親族代表又は姻族代表及び家族の行為に起因する事故の場合や、事業者が相当の安全配慮措置を行ったにも関わらず事故が発生した場合、又は予見することができない事故については、損害賠償の責を減ずる又は免れる場合があります。

(2) 以下の行為を行った場合は、契約書記載の契約解除条項に該当する可能性がありますのでご留意願います。

①利用者及び親族・姻族代表又は代理人及びその家族が他の利用者又は事業所従業員への暴力、窃盗又は物品等の破壊等の犯罪行為を行った場合。

②利用者及び親族・姻族代表又は代表人及びその家族が他の利用者及び事業所従業員への暴言や嫌がらせ、セクシャルハラスメント等のハラスメント行為を継続して行った場合。

③第16に定める制限及び禁止行為を行った場合。

④利用者及び親族・姻族代表又は代理人及びその家族が他の利用者や事業者の名誉を棄損する行為、又は事業者及び従業者に対して通常実施するサービスの範囲を超えたサービス提供を要求する等の営業妨害行為。

⑤利用者及び親族・姻族代表又は代理人及びその家族がＳＮＳ等を使用し、他の利用者又は事業者及び従業者の個人が特定できる情報や名誉を棄損する情報をインターネット上に公開する行為を行った場合。

18　支払遅延等

(1) 利用者が、サービス利用料金の支払い期日より３カ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず７日以内に支払わない場合、遅延損害金として年14.6%加算していただきます。

(2) それでも前項の利用料の滞納が続く場合は退所していただくことになります。

19　緊急時の対応方法

サービスの提供中に容態の変化等があった場合は、主治医、救急隊、ご家族へ連絡をいたします。

連絡先

ご家族氏名①　　②

緊急連絡先①　　②

介護老人福祉施設入所にあたり、利用者に対して契約書および本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

令和　　年　　月　　日

事業者　　社会福祉法人奥州いさわ会

所在地　　岩手県奥州市胆沢南都田字加賀谷地416番地

事業所　　特別養護老人ホームやまゆり荘新館

説明者署名

私は、契約書及び本書面により、事業者から介護老人福祉施設についての重要事項の説明をうけ、サービスの提供開始について同意します。

利用者　　住所

署名

（代筆者署名　　続柄　　）

親族・姻族代表者又は代理人　住所

署名